

所有者不明農地制度の活用事例

- まんのう町農業委員会は、相続人の1人からの相談を受け、令和4年6月、共有者不明農地について公示。
- 公示期間中に不明共有者から申出がなかったため、香川県農地中間管理機構が利用権を取得し、令和5年3月、認定農業者へ貸し付けることにより、所有者不明農地の有効利用が実現。

事例の概要等

所在：香川県まんのう町

面積：7, 105m² (5筆)

- 認定農業者の借入農地は、相続未登記のまま長年経過し、多数の相続人が存在
- 貸借更新にあたり、過半以上の相続人との連絡が困難なため、相続人の1人が農業委員会に相談
- 農業委員会が相続人（範囲：配偶者、子）等を探索し、そのほとんどが不明であることを確定
- 6ヶ月の公示期間中に不明共有者からの申出がなかった
- 認定農業者への貸付期間は6年



□ :所有者不明農地
(畠 5筆 7, 105m²)

- 福井市農業委員会は、認定農業者からの相談を受け、令和4年1月、共有者不明農地について公示。
- 公示期間中に不明共有者から申出がなかったため、福井県農地中間管理機構が利用権を取得し、令和5年1月、認定農業者へ貸し付けることにより、所有者不明農地の有効利用が実現。

事例の概要等

所在：福井県福井市

面積：8, 503m² (4筆)

- 認定農業者から借受希望農地が相続未登記農地と判明
- 農業委員会が相続人（範囲：配偶者、子）等を探索、相続人（配偶者及び子）10名すべての死亡を確認し、探索の過程で知り得た相続人（孫等）4名から貸付同意があったが、共有持分の2分の1を超える貸付同意が得られず
- 6ヶ月の公示期間中に不明共有者からの申出がなかった
- 認定農業者への貸付期間は20年



□ :所有者不明農地
(田 4筆 8, 503m²)

□ :認定農業者耕作地